

上越教育大学

いじめ・生徒指導研究センター レポート

Vol.2



上越教育大学いじめ・生徒指導研究センターは、教育機関、学校及び地域社会と連携しながら、いじめや生徒指導等の学校教育の実践に関する諸課題に係る理論的・開発的研究を推進し、学校教育の改善、充実及び発展に寄与することを目的として、令和2年9月1日に設置しました。

「上越教育大学いじめ・生徒指導研究センターレポート」は、本センターの事業活動の紹介及び成果報告を各教育委員会及び小中学校等に対して広く周知することを目的に発行しています。教育現場における研修等でご活用ください。

いじめ・生徒指導研究センター長 高橋知己

I 事業内容（教育現場との協働に係る主な内容等）

本センターは、現代の社会的な状況を背景にしたいじめ・生徒指導に関する理論的、実践的な研究を行うとともに、教員研修などの支援事業を実施することとしています。

1 いじめ・生徒指導に関する教育研究の推進

学校におけるいじめの実態把握、児童生徒に対するアセスメント等の喫緊の課題を中心に、これまでの事案や生徒指導に関する案件を整理し分析、検討しながら、いじめの早期発見や予防対策に有用な教育研究を推進します。

2 教育機関との連携

研究成果を基に研修資料などを作成し、教育機関と連携しながら教員研修会や講習会に参画し、教育実践に寄与するように努めます。

3 社会への貢献

子どもたちの命を守り、安全安心な学校や社会を築くために、学校教育、家庭教育、社会教育などの取組を推進することで社会への貢献を図ります。

● 文部科学省委託事業

いじめ対策・
不登校支援等推進事業

● 教育委員会との連携

新潟県教育委員会
村上市教育委員会
妙高市教育委員会
関川村教育委員会

II 所属教員（スタッフ）紹介



高橋 知己 教授
[センター長]

- 専門分野
特別活動・学校心理学
- 連絡先 (E-mail)
tomomi@juen.ac.jp

研究の取組

日本学校心理学会、日本教育心理学会、日本生徒指導学会等に所属しながら、特に学校現場の集団と個人とのかかわり方について、理論的な背景をもとにしながら学校・教室の場における実践的ないじめや生徒指導の諸問題について考えていきたいと思っています。



辻村 貴洋 准教授

- 専門分野
教育制度・地方教育行政
- 連絡先 (E-mail)
tujimura@juen.ac.jp

研究の取組

教育行政学の立場から、どのようにして学習者の権利を保障するか、学習環境の整備が必要か、家庭・地域社会・NPO・フリースクール・夜間中学校など、多様なアクターも含めた公共的な空間づくりに関心があります。また、自治体の子どもの権利条例なども研究対象です。



蜂須賀 洋一 准教授

- 専門分野
生徒指導・人権教育
- 連絡先 (E-mail)
yoichi@juen.ac.jp

研究の取組

法に基づいた、平和で穏やかな学校・学級づくりがテーマです。児童生徒のいじめや暴力に関する民事裁判、また、食物アレルギーや熱中症の事故、津波災害等学校事故に関する民事裁判の判決書を検討し、学校危機管理や生徒指導、安全教育等に活かす研究に取り組んでいます。



寺戸 武志 講師

- 専門分野
教育相談・生徒指導
- 連絡先 (E-mail)
terado@juen.ac.jp

研究の取組

いじめやインターネットに関する問題など、生徒指導上の諸課題に対する一次予防に関心があります。近年は、いじめ防止に繋がる資質・能力を育むための教材やアセスメントツール等に関する研究を進めています。



不登校特例校

宮城県富谷市立富谷中学校西成田教室の挑戦

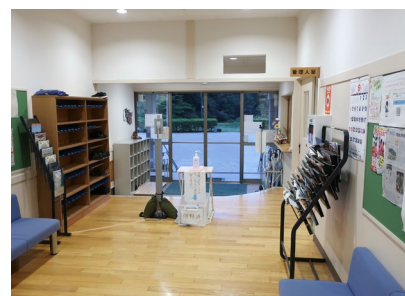
高橋 知己 教授 [センター長]

現代教育の大きな課題の一つである不登校。学校に行けない子どもたちの学ぶ権利を確保するために、文部科学省は平成17年に「不登校特例校」の設置を特区制度を用いる形で認可することにしました。不登校特例校は、不登校児童生徒の多様な実態に配慮するため特別の教育課程を編成して教育活動を行うことが認められた場合に、文部科学大臣が指定して開設されます。令和4年9月末現在全国に21校ある特例校のうち、最も新しく、東北で唯一の不登校特例校が、今年4月に開校された宮城県富谷市立富谷中学校西成田教室です。令和4(2022)年9月28日に上越教育大学いじめ・生徒指導研究センターの所員4名は富谷市教育委員会並びに富谷中学校西成田教室のご厚意により視察することができました。

西成田教室は富谷中学校の分教室として、廃校となった旧西成田小学校の校舎を再利用して運営されている西成田コミュニティセンター内に設置されています。コミュニティセンターの一部を分教室として活用しているという形態です。地域住民の様々な活動に供され、市民が気軽に利用できる社会施設の中にある分教室は、地域の方々に見守られながら日々の学びに取り組んでいます。富谷中学校の分教室

という位置づけから、常勤の教員は4名、非常勤の教員が1名でこの5名が国語、社会、数学、英語、理科を担当し、実技教科については本校の富谷中学校の先生方が担当しています。担任制はとらず全職員で15名の生徒を見守る方式をとっています。いわば全員が担任なのです。加えて特別支援員1名、スクールカウンセラー1名に事務職員1名という構成で運営しています。不登校特例校としてのカリキュラムの特徴として西成田教室では、総合的な学習の時間に入れています。地域の方々の協力を得ながら、豊かな自然の中での体験活動やSDGsについて探究する活動などに取り組んでいます。

視察を行って気づいたのは、生徒個人の特徴について職員全体で行う情報共有の大切さ、子どもたちに何が必要なのかを考えながら一つ一つの活動を見直す教職員の皆様の熱意が教育活動を支えるという点でした。改めて教育の意味を学ばせていただいたような気がします。西成田教室を見守る保護者の方々、教育委員会、学校の関係者の皆様の今までのご努力とこれからの取組に今後とも学ばせていただきたいと思った視察でした。衷心より関係者の皆様に感謝申し上げます。



1 多様な学習機会保障政策の動向

すべての人が、それぞれにとっての安心・安全な環境で学習できるようにするための環境づくりは、いつの時代においても優先順位の高い教育政策課題といえます。いわゆる「教育機会確保法」(2016)の制定をめぐる一連の過程において、日本の公教育の枠組みを問い直す必要性が浮き彫りとなりました。それはすなわち、義務教育の未履修者の存在や、不登校や外国につながる児童生徒数の増加、フリースクールや夜間中学校などのオルタナティブな教育機関が十分に整備されていないことなどです。これらへの対応のひとつとして、2022年6月には、文部科学省の「不登校に関する調査研究協力者会議」の報告書や、内閣府の「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、不登校特例校や夜間中学の設置が盛り込まれており、重要な政策課

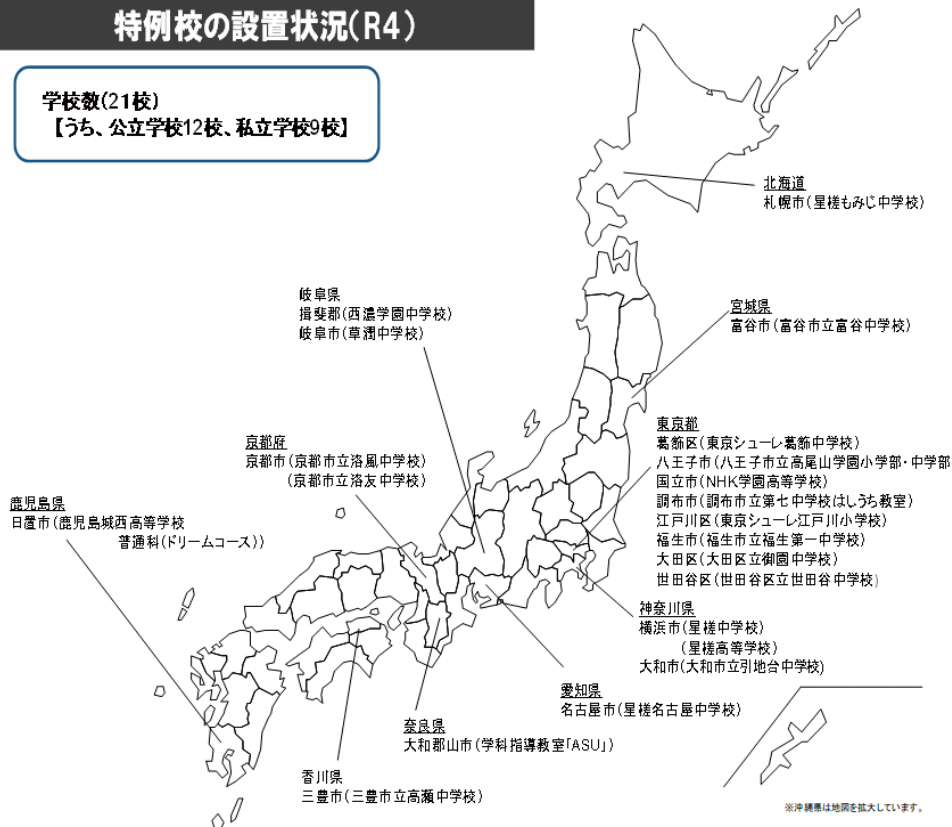
題として位置づけられるに至っています。すでに全国各地において、設置準備に向けた検討が進められていますが、以下では、今日の設置・検討状況と、同時に考えておくべき課題について簡単にみていきます。

2 不登校特例校と夜間中学校の設置・検討状況

不登校特例校とは、必要があると認められる場合に、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する学校です。2022年度には、公立学校12校・私立学校9校が指定されており、今後も増設されていく見込みです。また、夜の時間帯に授業が行われる公立中学校である夜間中学校は40校が設置されており、文科省は今後、各都道府県・政令指定都市に1校は設置されるよう促進する方針を示しています。

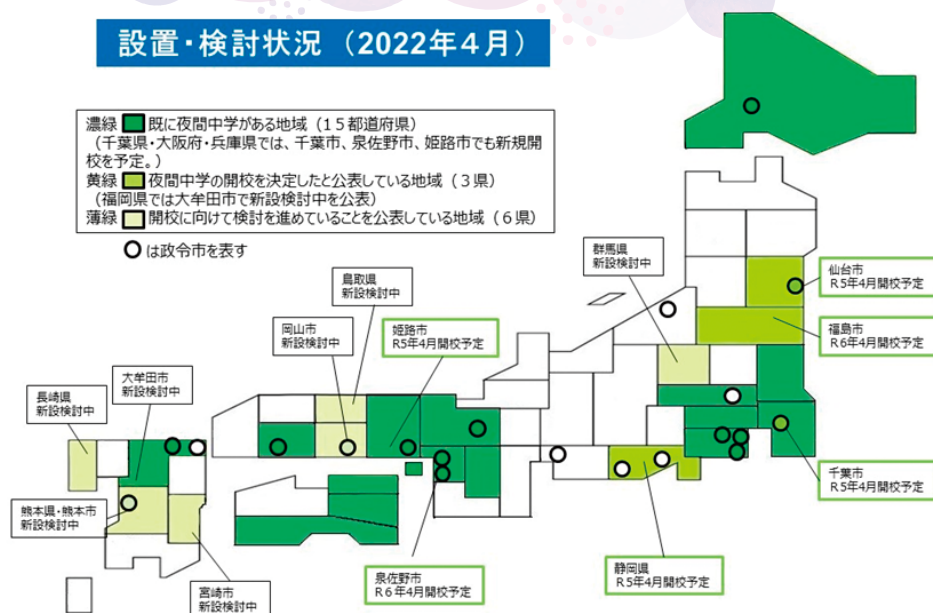
特例校の設置状況(R4)

学校数(21校)
【うち、公立学校12校、私立学校9校】



<不登校特例校の設置状況>

設置・検討状況（2022年4月）



<夜間中学校の設置・検討状況>

※図はいずれも文部科学省 HP より転載

3 学習機会保障の実践上の課題

学習者の多様性が社会で認識されていくに従い、個々に応じた学び方の選択や居場所づくりの実践は、さらなる展開をみせていくことでしょう。しかしながら課題の1つとして、それらが本当に、学習者にとっての十分な教育の機会保障になっているかについては注意が必要です。短期的には、緊急事態の回避策として、オルタナティブな居場所づくりの実

践が求められます。ただし、将来の進路保障がセットになって考えられていなければ、子どもたち本人や保護者の不安感は払拭されません。とはいえ、画一的なスタンダードに合わせた場の設定では本末転倒です。中長期的な視野をもって、従来の学校教育とは異なる学び方を選択した場合の価値をどのように認識していくべきか、継続的な議論をもとにした社会の成熟が必要とされるのです。

教員研修「裁判の事例から学びいじめ問題の対応策」

ーリアルなつまずきの場面から対策を学ぶー

蜂須賀 洋一 准教授

1 研修の意図

研修「裁判の事例から学びいじめ問題の対応策」では、いじめに関する民事裁判の判決書を、教職員研修会に活用できるよう開発した教材を使用して、生徒指導の在り方について議論します。

生徒指導では、時として「児童生徒のために」とした教師の教育的配慮が、当事者の尊厳が傷つき、不適切な対応と受け取られることがあります。どうしてこのようなずれが生じてしまうのでしょうか。本研修会では、「学校の対応は不適切だ」と訴えられた事例を教材化しています。そして、この教材をもとに、具体的なつまずきの原因や対応策等について議論するワークショップ型研修会を実施しています。現在、7つの事例を研修判決書教材として開発しています。

2 事例の紹介

「いじめられた児童への不適切な指導

ー教師が教育的配慮と想っいてもー」

暴言、無視、菌回し行為などのいじめを受けていた児童Aが、自分が受けた暴言の数をノートに書き留めていたことで、学級の児童から誤解されてしまいます。担任は、人間関係の円満な構築を図ろうとして学級での話合いの会を設定します。しかし、いじめを受けていたAは、翌日から登校不能になり、その後適応障害の診断を受けます。裁判では、「児童全員と担任が一同となって、児童を責め立てる構図」「被害者が、逆にその加害者を含む学級の児童らに謝ることになっている」等として、担任の対応をAの「人格権を侵害するもの」として判断しています。どこに学校・教師のつまずきがあったのでしょうか。

判決書教材には、時系列であたかも物語のように態様が示されています。現実味を帯びた実際に起こりうる事例をもとに、参加者で議論します。

3 研修会の流れ

研修会は、以下の流れで進めていきます(図1参照)。

① 第1段階【問題点の気づき】(個人での活動)

いじめの経緯を時系列で示す、教材「いじめの様子」を読み、不適切だと思う学校・教師の対応や教師と当事者のずれ、つまずきの要因、また経験を踏まえた自分なりの対応策等を指摘する。

② 第2段階【学校・教師の不適切な対応の整理】(グループ活動→全体)

第1段階で指摘したことをグループや全体で議論し、問題点を整理する。また、これまでの自分の経験を踏まえた対応策等について意見を交流し、よりよい方策を導き出す。

③ 第3段階【法的にみた問題点及び責務の確認】(全体)

教材「裁判所の判断」に示す、生命・身体を守る責務である学校・教師の安全配慮義務の具体的な内容を確認し、「いじめの防止等のための基本的な方針」等で求められる具体的措置との関連や、日常的な教育的配慮との差異を検討する。

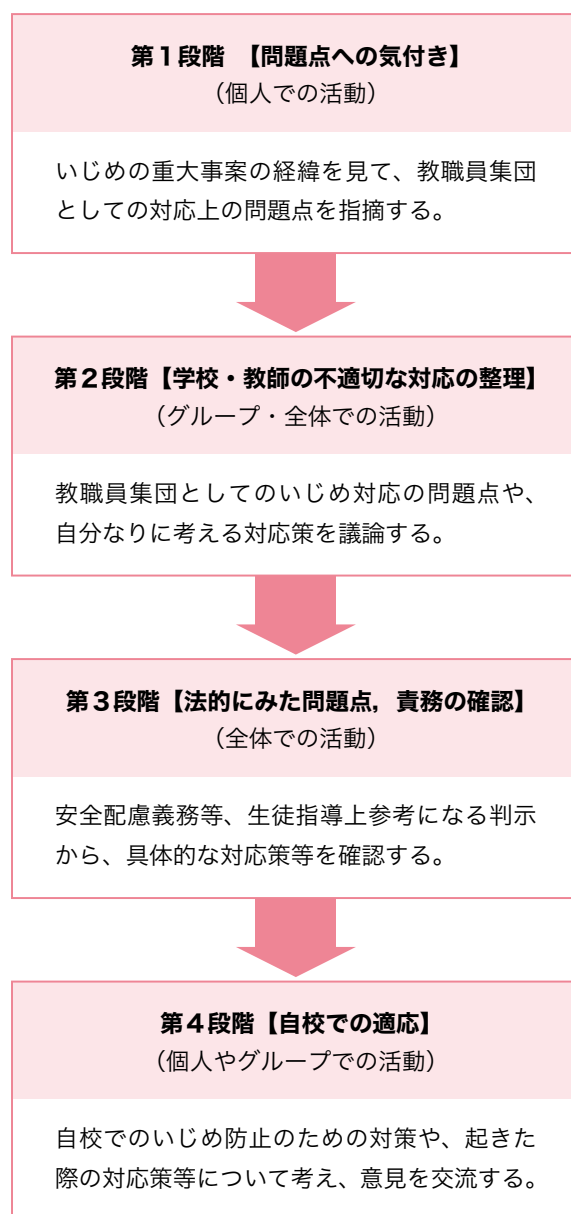
④ 第4段階【自校での適応】(個人やグループ活動、全体)

判決書教材を通した本研修会での学びを参考に、児童生徒の生命・身体を守る、また尊厳を保障する視点から、いじめ防止のための対策や、いじめが起きた対応策等について考え、意見を交流する。

4 本事例を通した研修会での学び

本事例では、担任の対応について「被害者であるAが、逆に加害者らに謝ることになった」「いじめ行為の原因がAにあるとの印象を与えかねない」と判示されています。そして、謝罪を求める要求で学級内が騒然とし、Aが責め立てられて泣き出している状況で謝る場を作っている点を問題としています。ここでは、「いじめの防止等のための基本的な方針」等に示される「被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任」「いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制づくり」「いじめられた児童生徒の自尊感情を高めるよう留意すること」等の重要性を具体的なつまずきの場面を通して確認できます。

【図1：判決書教材を活用した教職員研修の流れ】



いじめに対する課題未然防止教育について

寺戸 武志 講師

1. 「生まれてしまう」いじめを防止する

いじめの多くは大人のいない場面で起こります。ですので、いじめを防止するためには、大人による監視行動の強化だけではなく、大人のいない場面で児童生徒同士がいじめをしない、させない、見逃さないような態度を、児童生徒に育んでいくことが必要となります。

ただ、多くの児童生徒はいじめがダメなことを既に知っています。いじめはダメだとわかっているのに起こってしまっているのが現状です。既に知っていることとはいえ、「いじめはダメ」というメッセージを教員が伝え続けることはもちろん重要な取組です。しかし、それだけでは予防としては十分でないと言わざるを得ません。

「いじめはダメだと知っているのにいじめが起こる」という状況から鑑みると、児童生徒がいじめを「生む」のではなく、日々の児童生徒同士のコミュニケーションの中で（その未熟さが故に）いじめが「生まれてしまう」のだと捉えることができます。だとすれば、いじめが生まれてしまうことを自分たちで止められる、あるいは生まれてしまったとしても早期に自分たちで適切に対処できるような資質や能力を児童生徒に育むことが、いじめの予防に必要なことだと考えられます。

一方、今回の生徒指導提要の改訂において、生徒指導が2軸3類4層として整理しなおされました（本稿執筆時点では生徒指導提要改訂（案））。生徒指導上の課題の予防に係る生徒指導が、その対象と課題性の高さから「課題未然防止教育」と「課題早期発見対応」の2つに明確に細分されています。そのうちの「課題未然防止教育」は、“全ての児童生徒を対象に、生徒指導の諸課題の未然防止をねらいとした、意図的・組織的・系統的な教育プログラムの実施”だと示されています。ここでの「諸課題」には自殺、薬物乱用、情報モラル、非行なども該当し、もちろんいじめだけではなくありません。しかし、いじめが生まれてしまうことを止められる能力を「課題未然防止教育」によって児童生徒に身に付けていくことが、今後さらに重要視されるものと思われます。生徒指導部を中心に、スクールカウンセラー等の専門家等の協力も得ながら、年間指導計画に位置付けて取り組んでいくことが求められます（生徒指導提要改訂（案）より）。

2. いじめの未然防止に関する教育プログラムの例

筆者が作成に携わった兵庫県心の教育総合センターの「いじめ未然防止プログラム」は、子どもたち自身でいじめをしない、させない、見逃さないような態度につながる「11の資質・能力」（セルフコントロール能力、コミュニケーション能力など）を包括的に醸成することをねらいとした授業プログラムです。学校種ごと、資質・能力ごとに整理された63種類の授業案やワークシートをWebページからダウンロードして直接使用することができ、教員用の授業解説動画も見ることができます。また、「11の資質・能力」のアセスメントツールも付属しており、客観的な指標によって授業案をより適切に選択したり、いじめ防止に向けた取組の計画やその評価に生かしたりすることができます。



兵庫県心の教育総合センター
「いじめ未然防止プログラム」

3. いじめに対する課題未然防止教育の実施に向けた教員研修

いじめ・生徒指導研究センターでは、いじめの課題未然防止教育に関する教員研修を実施することが可能です。いじめの現状、いじめ防止に向けた取組の必要性などの講義のほか、上記のようないじめ防止に関する教育プログラムを先生方に実際に体験してもらいながら、その意義や方法についての理解を深めてもらうような内容で、グループワークなどの体験活動を中心とした構成にしています。いじめ防止を目的とした授業を実践する教員自身がその授業の意味やねらいを十分に理解し、教員が自ら意図した授業運びができるようになることを目指します。

Ⅳ いじめ・生徒指導に関するオンライン研修講座ビデオ

本センターでは、いじめ等への予防や対策への支援の一環として、教育現場での研修会等に活用することを目的に「いじめ等に関する研修講座ビデオ」（1回：30分）をシリーズで作成しています。

利用方法は、次のYouTube、又は本学ホームページ「いじめ・生徒指導研究センター」を検索してご利用ください。

U R L https://www.juen.ac.jp/050about/020campus/001center_library/700rbgc.html

オンライン研修講座
ビデオ一覧

Vol.1

いじめの早期発見のために

<https://youtu.be/tWs6srFkB-w>

Vol.2

いじめアンケートを教育相談につなげる -SCTアンケートの活用-

<https://youtu.be/KV0z8NBJDUA>

④ 当サイト（研修講座ビデオ）の内容、テキスト、画像等の無断転載はご遠慮ください。

V 講師派遣依頼の申込方法

1 本学教員への兼業依頼

研修会等の講師の派遣依頼については、派遣を希望する所属教員（スタッフ）へ事前にメールによりお問い合わせの上、本学ホームページ「本学教職員への兼業依頼」を検索し、事務手続きをお願いします。

U R L <https://www.juen.ac.jp/050about/090side-job/about.html>

[ホーム > 大学紹介 > 兼業依頼 > 本学教職員への兼業依頼]

2 講師派遣実施報告書の提出

研修会等が終了しましたら速やかに、本学ホームページ「いじめ・生徒指導研究センター」を検索し、「講師派遣実施報告書」をダウンロードして提出願います。

U R L https://www.juen.ac.jp/050about/020campus/001center_library/700rbgc.html

● お問い合わせ先 ●

本学ホームページ「いじめ・生徒指導研究センター」を検索し、「フォームで問い合わせる」よりお問い合わせください。

U R L https://www.juen.ac.jp/120inquiry/form_rbgc.html



いじめ・生徒指導研究センター



〒943-8512 上越市山屋敷町1番地

上越教育大学いじめ・生徒指導研究センター（研究連携課研究連携チーム）

E-mail: j-rbgc@juen.ac.jp（メール送信時には@を半角にしてください。）

FAX: 025-521-3621

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

発行：令和4年10月